

富士宮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

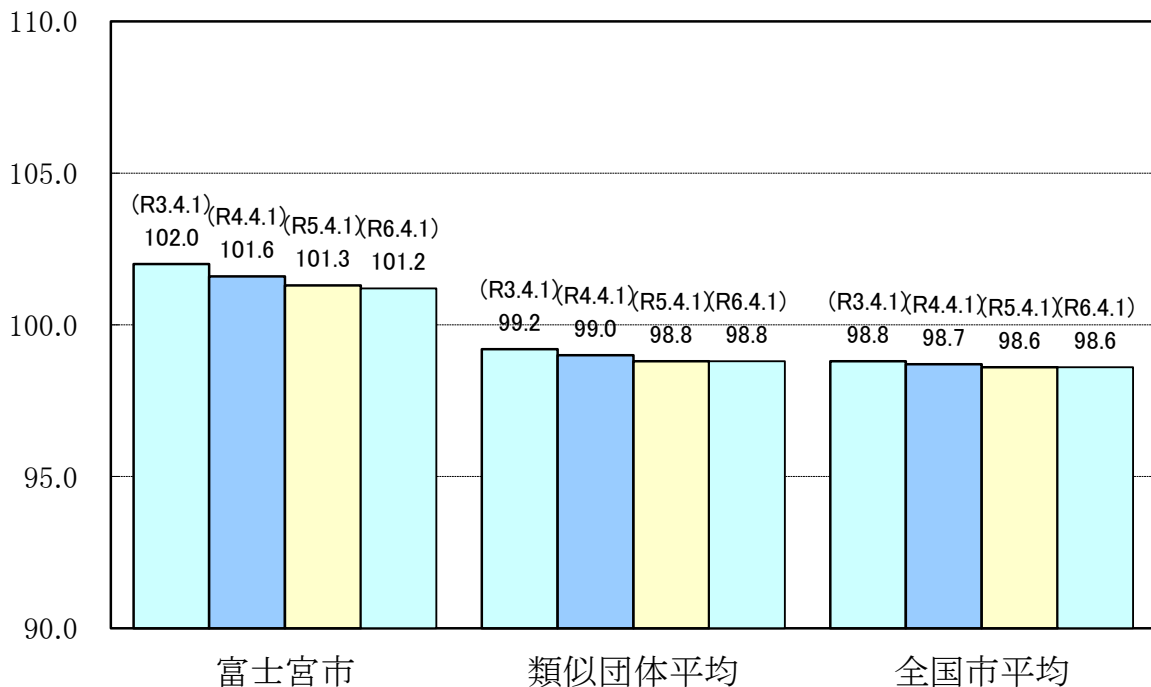
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 128,169	千円 56,358,555	千円 3,452,111	千円 8,741,916	% 15.5	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給 与 費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 876	千円 3,131,669	千円 726,509	千円 1,291,941	千円 5,150,119	千円 5,879	千円 6,041

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国が実施している55歳以上の昇給抑制措置が一部実施に留まっていることや、高校卒・短大卒者の管理職への配置状況等により、高齢層のラスパイレス指標が高く、100を超える状況となっている。
今後も、類似団体や近隣市の動向を見ながら、給与水準の適正化に努めていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
医療職の一部を除く他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、富士宮市においても3%を支給。
(実施時期) 平成23年7月1日より実施。(国基準による支給割合の変更無し)
(参考)

	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%
富士宮市の支給割合	3%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

通勤手当について、国の基準を下回る部分について、国と同様に見直しを実施。また、初任給調整手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富 士 宮 市	42.3 歳	326,150 円	404,435 円	359,035 円
静 岡 県	42.7 歳	333,500 円	433,647 円	371,183 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類 似 団 体	42.7 歳	321,441 円	394,744 円	357,120 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
富 士 宮 市	56.2 歳	24 人	331,546 円	369,635 円	346,841 円	—	—	—	—
うち清掃職員	56.0 歳	5 人	350,540 円	428,452 円	373,812 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.36
うち用務員	61.8 歳	3 人	235,333 円	252,727 円	242,393 円	—	—	—	—
静 岡 県	52.3 歳	103 人	289,300 円	340,563 円	309,944 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類 似 団 体	54.0 歳	36 人	310,884 円	347,001 円	325,463 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年 収 ベ ー ス (試 算 値) の 比 較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
富 士 宮 市	—	—	—
うち清掃職員	6,568,946 円	4,376,300 円	1.50
うち用務員	4,020,255 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3～令和5年度の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富 士 宮 市	38.5 歳	292,664 円	388,152 円	315,329 円
国	41.4 歳	353,051 円	— 円	429,500 円
類 似 団 体	37.8 歳	290,307 円	373,394 円	316,083 円

④福祉職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富 士 宮 市	37.8 歳	291,868 円	331,474 円	312,121 円
国	44.1 歳	337,496 円	— 円	386,299 円
類 似 団 体	37.8 歳	286,826 円	331,265 円	307,674 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		富士宮市	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	206,225 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	174,130 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	166,600 円	172,194 円	—
	中 学 卒	162,100 円	158,235 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	263,664 円	358,590 円	391,100 円	406,763 円
	高 校 卒	238,100 円	— 円	— 円	401,800 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	368,000 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

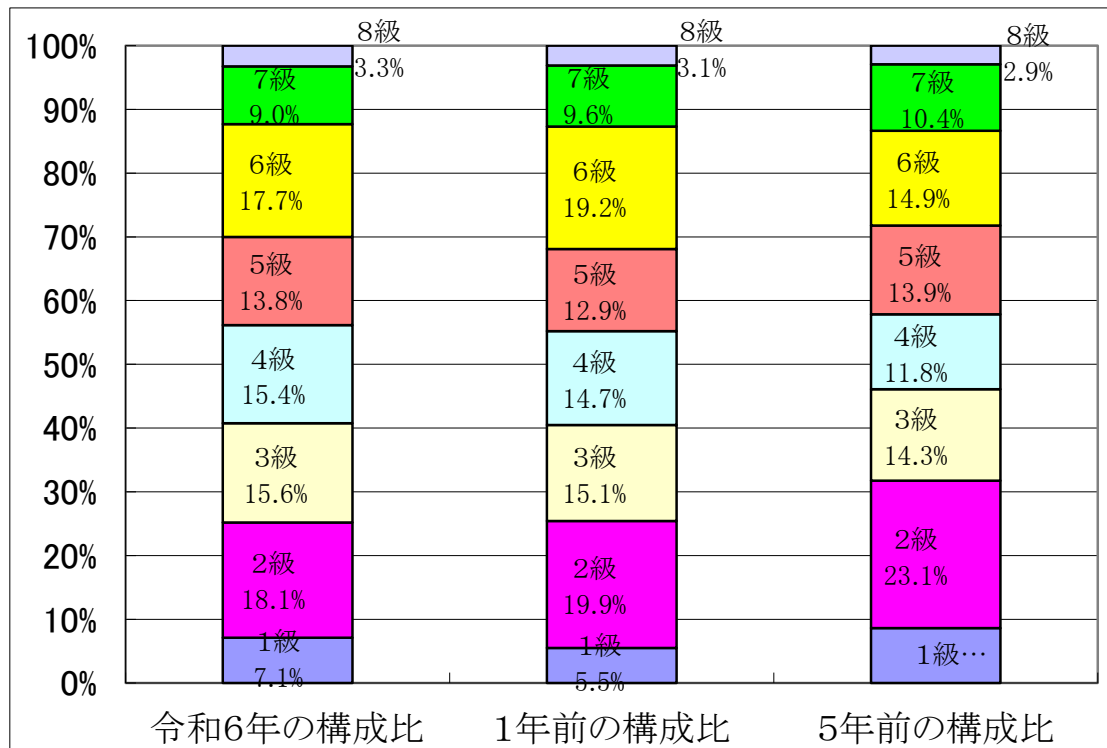
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

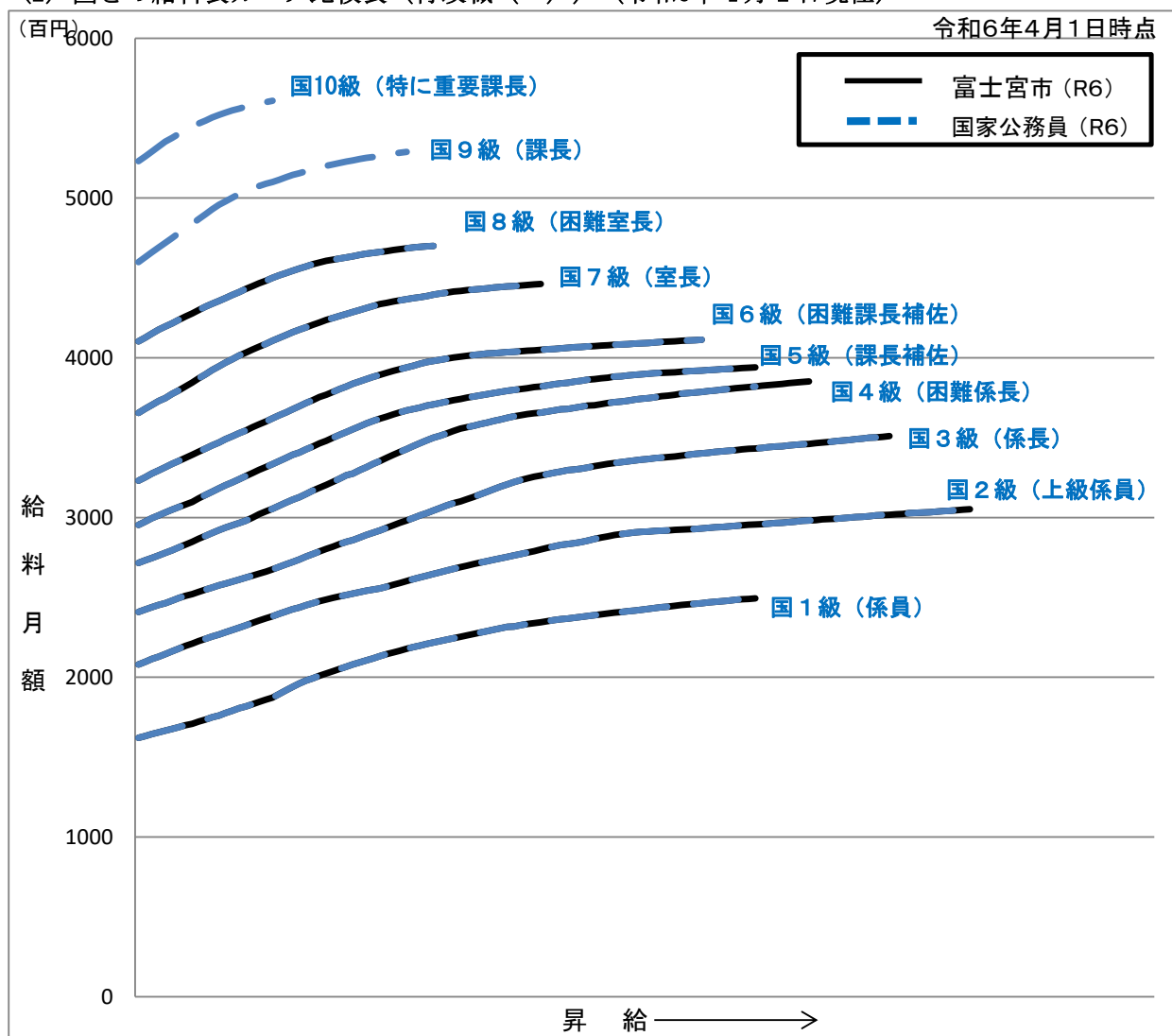
区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長・次長	17 人	3.3 %	410,300	470,000
7 級	課長	47 人	9.0 %	365,500	446,200
6 級	主幹	92 人	17.7 %	323,100	411,300
5 級	係長・主任主査	72 人	13.8 %	295,400	394,000
4 級	特に高度の知識及び経験を必要とする主査	80 人	15.4 %	271,600	385,200
3 級	主査	81 人	15.6 %	240,900	351,000
2 級	主事・技師	94 人	18.1 %	208,000	305,200
1 級	事務員・技術員	37 人	7.1 %	162,100	249,400

（注） 1 富士宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（富士宮市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富 士 宮 市	静 岡 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,594 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,765 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（富士宮市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

富 士 宮 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 (割増率2%～45%) 1人当たり平均支給額 3,898 千円 22,322 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 (割増率2%～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和5年度決算)			213,512 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			157,225 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市 全 域	3 %	1358 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 （令和5年度決算）		516,106 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		537,604 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和5年度）		70.7 %		
手 当 の 種 類 （手 当 数）		30		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
普通税務手当	収納課、市民税課、資産税課職員	税の賦課、徴収、滞納整理業務	2,370 千円	月額 3,500円
特別税務手当	収納課、市民税課、資産税課職員	滞納処分、犯則事件の取締に従事し、身体に危害を受けるおそれのあるとき	－ 千円	1件当たり 300円
福祉業務手当	福祉事務所勤務職員（身体障害者福祉司、知的障害者福祉司及び社会福祉法第15条第1項第1号又は第2号に掲げる職員）	指導保護等の業務	788 千円	月額 3,500円
保育業務手当	市立保育所に勤務する保育士等	保育業務	3,810 千円	月額 3,000円
心身障害児保育業務手当	市立あすなろ園に勤務する職員	心身障害児保育業務	324 千円	月額 4,500円
医 務 手 当	市立病院医師	診療、検疫、救護その他保健指導業務	305,771 千円	1 次の(1)及び(2)の合計額 (1)職務に応じた額(月額) 院長 420,000円 副院長 310,000円 診療部長 280,000円 診療技術部長 280,000円 診療部の科長 240,000円 診療技術部の科長 200,000円 診療部の医長 200,000円 医員 150,000円 (2)入院収益及び外来収益の合計額から材料費を差し引いた額の100分の2を医師数で除して得た額 2 宿直又は日直勤務を命じられた者（救急医療のため待機勤務を命じられた者を除く。）で、救急医療業務に従事したもの 宿直又は日直 各1回当たり 15,000円 3 患者、妊婦等の搬送に従事した者 1件当たり 10,000円

分娩業務手当	市立病院に勤務する医師又は助産師	分娩業務	11,013 千円	1 医師 1 件につき 30,000円 2 助産師 1 件につき 1,000円
放射線作業手当	市立病院に勤務する職員	エックス線の照射、撮影又は有害放射線の照射、測定業務	2,591 千円	診療放射線技師 月額 10,000円 補助者 作業1回につき 2時間以上 250円 2時間未満 125円
病原体検査手当	市立病院臨床検査科職員	化学、細菌、病理検査等業務	2,510 千円	臨床検査技師及び補助者 月額 10,000円
薬剤業務手当	市立病院薬剤部職員	薬剤業務	2,525 千円	月額 10,000円
病棟等勤務手当	市立病院の病棟等勤務の職員	患者の看護、患者に接する業務、その他危険な業務	54,641 千円	助産師、看護師等 月額 22,000円 リネン室に勤務する職員 月額 10,000円 管理栄養士、栄養士、理学療法士、臨床工学技士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マツサージ指圧師、言語聴覚士、透析技師(技術員)、自動車運転士、ボイラー技士、調理師(員)及び外来診療室、病棟、手術室又は中央材料室に勤務する用務員 月額 9,500円 上記以外の職員 月額 5,000円
深夜手術手当	市立病院医療職職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に行われる手術業務	39,574 千円	手術料収入額の100分の20の額(ただし、1回の手術料金33,500円以上又は社会保険診療報酬点数3,350点以上のときに限る)を、 執刀医師100分の50、 補助医師100分の25、 介助の看護師100分の25(補助医師がいない場合は100分の50)の割合で配分し、それぞれ等分した額
夜間看護手当	市立病院の病棟等勤務の看護職員	正規勤務時間が深夜に行われる看護等の業務	69,428 千円	1 勤務時間が深夜の全部を含む場合 勤務1回につき 7,300円 (1月の勤務の回数が5回を超える場合は、その超える回数1回につき1,600円を加算する。) 2 深夜における勤務時間が2時間以上である場合 勤務1回につき 3,550円 (1月の勤務の回数が8回を超える場合は、その超える回数1回につき800円を加算する。) 3 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 2,150円
死体処置手当	市立病院看護職員	死体処置業務	1,065 千円	1体につき 1,000円
解剖介助手当	市立病院臨床検査科職員	死体解剖の介助業務	8 千円	1体につき 2,000円

感染症防疫作業 手当	市立病院職員 消防職員	感染症患者若しくは感染 症の疑いのある患者の予 防救治又は感染症菌の付 着した物件若しくは付着の 危険のある物件の処理作 業	827 千円	日額 400円 (新型コロナウイルス感染症に より生じた事態に対処するた めの特例) 勤務1回につき 3,000円 接触して又はこれらの者に長時 間にわたり接して行う場合 4,000円
家畜類等死体取 扱作業手当	環境企画課、花と緑と水の 課、河川課職員	家畜類等の死体の取扱作 業	15 千円	1件につき 500円
じん芥処理業務 手当	清掃センター職員	じん芥処理にかかる業務	1,260 千円	1 連続燃焼式焼却炉の機械操 作等に従事した職員 (1) 午前8時30分から 午後5時15分まで 勤務1回につき 600円 (2) 午後5時から 翌日午前8時45分まで 勤務1回につき1,200円 2 じん芥処理の作業に従事 した職員 日額 600円 3 1及び2以外の職員 月額 4,500円
家畜伝染病防疫 作業手当	農業政策課職員	家畜の伝染病の防疫の業 務、身体に有害なガスの発 生を伴う業務、特に危険性 を有する薬品を取扱う業務	- 千円	日額 300円
有害薬品取扱手 当	生活環境課職員	身体に有害なガスの発生 を伴う業務、特に危険性を 有する薬品を取扱う業務	- 千円	日額 200円
行旅病人取扱手 当	職員	行旅病人の収容作業	- 千円	1件につき 1,000円 (午後6時から翌日午前6時ま での場合は1,500円)
行旅死亡人取扱 手当	職員	行旅死亡人の収容作業	7 千円	1件につき 3,500円 (午後6時から翌日午前6時ま での場合は5,000円)
公共土木施設災 害応急作業手当	土木業務従事職員	(1) 市が管理する河川の 堤防等のうち豪雨等異常 な自然現象により重大な 災害が発生し、若しくは 発生するおそれがある堤 防等において行う巡回監 視又は当該堤防等におけ る重大な災害の発生した 箇所若しくは発生するお それの著しい箇所で行う 応急作業のための災害状 況調査 (2) 市が管理する道路の うち豪雨等異常な自然現 象により重大な災害が発 生し若しくは発生するお それがあるため道路法第 46条第1項(第2号を 除く。)の規定に基づき 通行が禁止されている区 間内の道路若しくはその 周辺において重大な災害 の発生した箇所若しくは 発生するおそれの著しい 箇所で行う応急作業等	- 千円	(1),(2)の巡回監視 日額 300円 (1),(2)の応急作業等 日額 450円 (3)の作業 日額450円の範囲内に おいて、それぞれの作 業に応じて市長が定め る額 ((1),(2),(3)の作業が夜間(日没 時から日出時までの間)に行わ れた場合にあっては、それぞ れの額にその100分の50に相当 する額を加算した額)

		(3) 市が管理する河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で市長が前2号に掲げる作業に相当すると認めるもの		
用地交渉業務手当	用地交渉実施課職員	現地において公共の用に供する土地の取得又は取得に伴う物件の移転の交渉業務	26 千円	日額 250円
建築主事業務手当	建築指導課職員	建築確認に関する業務	162 千円	月額 4,500円
し尿処理業務手当	生活排水処理センターに勤務する職員	し尿処理設備における業務	32 千円	日額 200円
深夜勤務手当	消防職員	交替制勤務を行っているものが、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜に勤務したとき	6,649 千円	深夜勤務1回につき 450円
機関員手当	消防職員	自動車運転免許証を所持する消防職員で消防長から機関員に命じられたもの	1,503 千円	月額 1,000円
救急業務手当	消防職員	主として救急業務に従事する者	3,293 千円	出勤1回につき 150円 救急救命士が特定行為に従事した場合 500円
消防手当	消防職員	消防吏員	5,894 千円	月額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令和5年度決算)	596,562 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	467 千円
支 給 実 績 (令和4年度決算)	626,384 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	475 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	・配偶者 月額 6,500円 ・子 月額10,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 月額 5,000円加算	同 じ	—	127,130 千円	232,837 円

住居手当	・借家・借間居住者支給対象者 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限度額 17,000円 最高支給限度額 28,000円 ・自宅居住者で世帯主 4,500円	異なる	※国の内容 ・借家・借間居住者支給対象者 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額は富士宮市と同じ ・自宅居住者で世帯主支給なし	104,652 千円	141,230 円
通勤手当	・交通機関等利用者 全額支給限度額55,000円に55,000円を超える額の2分の1を加算 ・交通用具使用者 片道 ※0km～ 2km 無し 2km～ 4km 6,400円 4km～ 6km 8,200円 6km～ 8km 9,600円 8km～10km 11,400円 10km～12km 13,200円 12km～14km 14,700円 14km～16km 16,200円 16km～18km 17,300円 18km～20km 18,400円 20km～25km 19,900円 25km～30km 21,100円 30km～35km 22,300円 35km～40km 23,500円 40km～45km 24,700円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km～ 31,600円 ・併用者（交通機関と交通用具） 全額支給限度額 55,000円に55,000円を超える額の2分の1を加算	異なる	※国の内容 ・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 ・交通用具使用者 片道 5km未満 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km～ 31,600円 ・併用者（交通機関と交通用具） 最高支給限度額 * 55,000円 * 新幹線等利用者は20,000円を限度に加算有り	111,395 千円	109,317 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者（行政職は6級～8級）に月額37,500円～78,000円	異なる	※国の内容 ・俸給の特別調整額 1種～5種及び本省庁課長補佐等に 34,400円～139,300円	88,705 千円	652,243 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、住居からの通勤が困難と認められ、単身で生活することを常況とする職員 月額30,000円	同じ	—	5,340 千円	445,000 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 医師以外の職員 5,400円 医師 22,500円 医療待機宿日直勤務1回につき 医師以外の職員 2,050円 医師 10,000円	異なる	※国の内容 勤務1回につき 医師以外の職員 4,200円 医師 20,000円	87,532 千円	557,528 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間勤務する職員に、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同 じ	国の名称は夜勤手当	42,428 千円	105,018 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受けている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合、勤務1回につき8,000円～12,000円（勤務時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じた額）	一部異なる	※国の内容 ・臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合 ・災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時の間に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円～12,000円（勤務時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じた額）	112 千円	37,333 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	931,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副 市 長	735,000 円	1,076,000 円 / 884,000 円
報 酬	議 長	495,000 円	- 円 / - 円
	副 議 長	441,000 円	- 円 / - 円
	議 員	421,000 円	- 円 / - 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分 (給料月額に20%を加算した額を基礎額とする)	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.50 月分 (給料月額に20%を加算した額を基礎額とする)	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	931,000円×在職年数×378/100 735,000円×在職年数×252/100	14,076,720 円 退 職 時 7,408,800 円 退 職 時
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

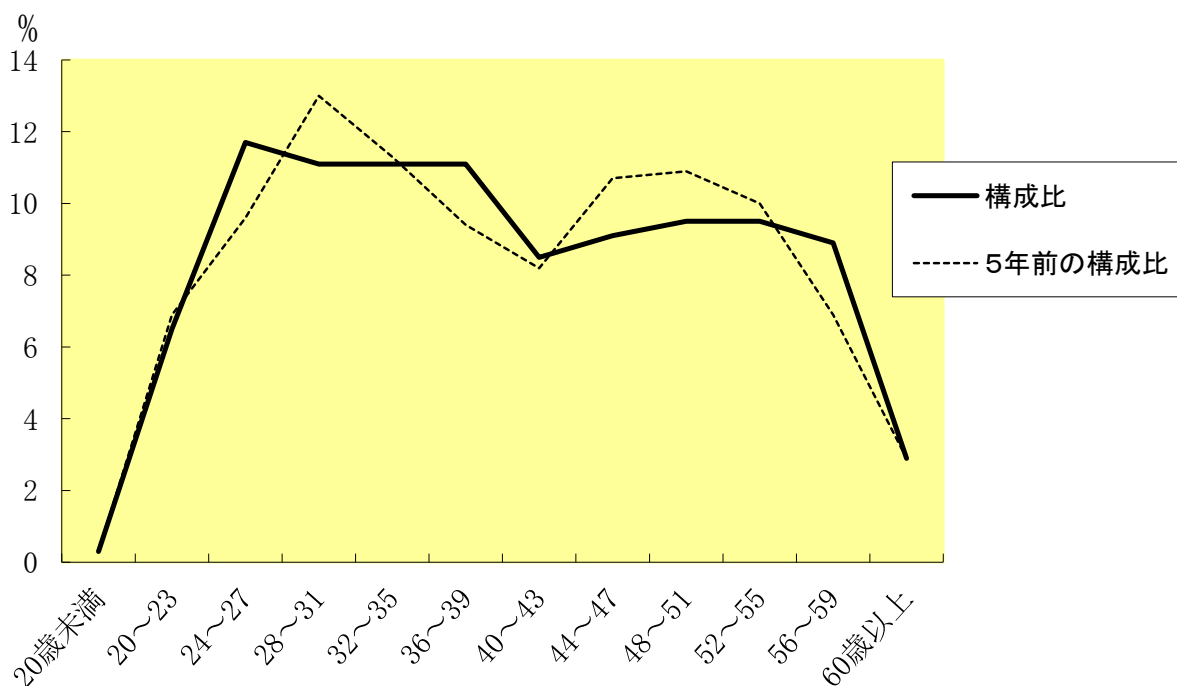
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年度	令和6年度		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	8	8	0	
		総 務	151	154	3	業務強化
		税 務	56	55	△ 1	業務整理
		農林水産	30	31	1	業務強化
		商 工	14	14	0	
		土 木	94	97	3	欠員補充、業務強化
		民 生	210	228	18	業務強化
		衛 生	72	72	0	
		労 働	1	1	0	
		計	636	660	24	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.49 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.22 人)
	教 育 部 門		75	78	3	業務強化
	消 防 部 門		165	167	2	業務強化
	小 計		876	905	29	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.61 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.16 人)
公営企業等会計部門	病 院		511	517	6	欠員補充
	水 道		27	28	1	欠員補充
	下 水 道		16	14	△ 2	退職不補充
	そ の 他		40	38	△ 2	業務整理
	小 計		594	597	3	
合 計			1,470 [1,645]	1,502 [1,645]	32 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.19 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	97人	176人	166人	166人	167人	127人	136人	143人	143人	133人	44人	1,502人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	636	633	623	622	636	660	24 (3.77%)
教 育	80	78	76	74	75	78	△2 (△2.50%)
消 防	167	166	167	164	165	167	0 (0.00%)
普通会計計	883	877	866	860	876	905	22 (2.49%)
公営企業等会計計	570	593	604	606	594	597	27 (4.74%)
計	1,453	1,470	1,470	1,466	1,470	1,502	49 (3.37%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5 年度	千円 1,701,332	千円 159,257	千円 185,756	% 10.9	% 11.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費37,145千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 水道事業平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給 与 費 B/A	
令和5 年度	人 27	千円 101,542	千円 20,580	千円 42,125	千円 164,247	千円 6,083	千円 6,119

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
富 士 宮 市	41.5 歳	342,869 円	476,402 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富 士 宮 市		富 士 宮 市（企業職員以外）	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,621 千円		1,594 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

富 士 宮 市			富 士 宮 市（企業職員以外）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 （割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 （割増率2%～45%）	
1人当たり平均支給額	該当なし	4,262 千円	1人当たり平均支給額	3,898 千円	22,322 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			3,196 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			122,921 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
市 全 域	3 %	26 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		120 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		5,985 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		76.9 %		
手 当 の 種 類（手 当 数）		4		
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
有害薬品取扱手当	水道部職員	塩素を取扱う業務	25 千円	日額200円
業務手当	水道部職員	水道料金の滞納処分による給水停止業務又は路上止水栓操作業務	96 千円	1件当たり300円 ただし、1月の合計額が3,500円を超えるときは、月額3,500円
用地交渉業務手当	水道部職員	用地交渉業務	－ 千円	日額250円
下水処理業務手当	水道部職員	終末処理場における下水処理業務	－ 千円	日額200円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	8,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	366 千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	9,742 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	390 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	4の(6)に同じ	同	—	2,681 千円	223,345 円
住 居 手 当	4の(6)に同じ	同	—	2,015 千円	106,028 円
通 勤 手 当	4の(6)に同じ	同	—	1,859 千円	97,817 円
管 理 職 手 当	4の(6)に同じ	同	—	2,309 千円	769,600 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5 年度	千円 1,793,642	千円 287,245	千円 74,349	% 4.1	% 4.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費43,004千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考)下水道事業 平均一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 16	千円 53,084	千円 8,480	千円 22,156	千円 83,720	千円 5,233	千円 6,024

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
富 士 宮 市	40.7 歳	332,533 円	471,146 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富 士 宮 市	富 士 宮 市（企業職員以外）
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,471 千円	1,594 千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

富 士 宮 市	富 士 宮 市（企業職員以外）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 (割増率2%～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額 1,016千円 該当なし	1人当たり平均支給額 3,898 千円 22,322 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違に
よることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 （令和５年度決算）			1,667 千円
支給職員１人当たり平均支給年額 （令和５年度決算）			119,016 円
支給対象地域	支 給 割 合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
市 全 域	3 %	14 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			109 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			54,400 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			12.5 %	
手 当 の 種 類（手 当 数）			4	
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	支給実績 (令和5年度決算)	左 記 職 員 に 対 す る 支 給 単 価
有害薬品取扱手当	水道部職員	塩素を取扱う業務	－ 千円	日額200円
業務手当	水道部職員	水道料金の滞納処分による給水停止業務又は路上止水栓操作業務	－ 千円	1件当たり300円 ただし、1月の合計額が3,500円を超えるときは、月額3,500円
用地交渉業務手当	水道部職員	用地交渉業務	－ 千円	日額250円
下水処理業務手当	水道部職員	終末処理場における下水処理業務	109 千円	日額200円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	1,871 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	99 千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	1,604 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	107 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶 養 手 当	4の(6)に同じ	同	—	1,770 千円	221,250 円
住 居 手 当	4の(6)に同じ	同	—	900 千円	100,000 円
通 勤 手 当	4の(6)に同じ	同	—	1,559 千円	111,300 円
管 理 職 手 当	4の(6)に同じ	同	—	687 千円	686,400 円